

印西市テニス連盟規約

令和6年2月25日

第1章 総則

- 第1条 本連盟は、印西市テニス連盟と称し、その事務所を会長宅に置く。
会長氏名、住所及び連絡先は附則1による。
- 第2条 本連盟は、会員相互の親睦を計ると共に、テニスを普及させ技術の向上を目指すことを目的とする。
- 第3条 本連盟は、下記の事業を行う。
①テニス技術の指導及び研究。
②競技会の実施。
③印西市体育協会の規約に基づいて活動する。

第2章 会員

- 第3条 本連盟は、印西市に在住・在勤・在学する全ての個人及び印西市内で活動する団体を会員として構成する。また、団体代表者は印西市在住者とする。
- 第3条 本連盟への加入及び脱退は、附則2による手続きをとることによって自由に行なうことが出来る。
- 第6条 本連盟会員は、全て平等の権利を持ち、人種・宗教・性別・身分によって、会員たる資格を奪われることはない。
- 第7条 本連盟会員は、次のことを行う権利と義務がある。
①役員選挙・被選挙権と連盟への全ての参与する権利及び平等の取り扱いを受ける権利がある。
②本連盟の規約及び議決を尊重し厳守する義務がある。
③本連盟の統制に服し、名誉を汚す様な行為をしてはならない。
④本連盟会員は、別に定めた会計規定によって会費を納める。

第3章 役員及び役員の任期

- 第8条 本連盟は、次の役員を置くものとする。
①会長
②副会長
③総務委員
④競技委員
⑤会計委員
⑥監査
- 第9条 本連盟役員は総会において選出し再任を妨げない。
(役員数及び選出方法等は附則3による)
- 第10条 役員任期は4月2日～4月1日の1年間とする。

第4章 役員職務

- 第11条 会長は連盟を代表し、連盟を総括する。
- 第12条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 第13条 総務委員は、連盟の事務一般を行う。
- 第14条 競技委員は、大会の運営、競技の進行を円滑に行う。
- 第15条 会計委員は、連盟の会計事務を担当する。

第5章 会費及び会計

- 第16条 本連盟会員の団体会員及び個人会員の年会費は附則4による。
- 第17条 本連盟の決算は、会計監査を受け、これを総会にて報告並びに承認を受けなければならない。
- 第18条 本連盟の会計年度は、毎年4月2日に始まり、翌年4月1日に終了する。
- 第19条 連盟会費及び大会参加費の用途は附則3による。

第6章 会議

- 第20条 連盟の会議は総会、臨時総会、役員会とし、会長が召集する。
- 第21条 総会は連盟の最高機関であり、年1回開催し、事業の決算報告、新年度の事業計画を行う。
- 第22条 臨時総会は、役員からの要望により、会長が必要と認めたとき開催する事ができる。
- 第23条 役員会は、総会に提出する事項を協議し、総会で議決された事業を執行する内容を計画する。
- 第24条 会議の成立、議決権及び議決数
 - ①登録団体の3分の2以上の出席を以って会議の成立とする。
 - ②出席団体代表者が1票の議決権を持つものとする。
 - ③議決は過半数の同意によるものとする。

第7章 各大会基準

- 第25条 連盟主催の大会は次の4大会とする。
 - ①春季大会（4月）
 - ②団体戦（9月）
 - ③ミックスダブルス戦（10月）詳細については附則5による。

第8章 その他

第26条 各役員の役割分担は役員内部規程に定める。

第27条 この規約に定めるもの以外の、必要な事項は役員会で協議する。

本規約は、平成10年9月1日から施行する。

「改版履歴」

- 平成11年4月3日 役員の項目一部変更（内容一部変更）
- 平成12年3月12日 役員の項目一部変更（組織委員・普及委員追加）
- 平成13年2月25日 役員の項目一部変更（組織&総務を総務に、普及&競技を競技とする）
- 平成16年5月8日 役員の項目一部見直し
- 平成17年9月4日 附則等追加し一部見直し
- 平成19年9月16日 附則等追加し一部見直し
- 平成20年2月17日 附則等追加し一部見直し
- 平成21年2月15日 附則一部削除（MIX参加資格）
- 平成22年2月21日 附則一部見直し（役員選出方法等）
- 平成23年2月20日 附則の一部見直し（団体戦参加費、テニス教室公認指導員の指導料）
- 平成24年2月19日 規約の改定（第3条 団体代表者は市在住者とする旨の追加）
- 平成25年2月17日 連盟名称他の変更
「印西市硬式テニス連盟」を「印西市テニス連盟」に変更
- 第1条 会長氏名、住所及び連絡先を附則1に明記する
- 第2条 個人の範囲を「全ての個人」と明確にする
- 第3条 附則1を附則2に改める
- 第9条 附則2を附則3に改める
- 第16条 会費は附則4による。
- 第25条 附則4を附則5に改める
- 平成27年2月15日 附則の一部見直し（「優先順位抽選方式」の明記）
- 平成31年2月17日 附則の一部見直し（スポーツフェスタ日当、テニス教室指導員の対象の拡大）
- 令和5年2月26日 附則の一部見直し（附則4、1）連盟会費を市民並びに印西市在住者は500円／年、市外在住者は1,000円／年に変更。
ただし高校生以下はすべて無料）
附則4、2）組織名変更に伴い市体協を市スポーツ協会に変更、運営費の金額表記をなくし「助成金」に変更、負担金の金額も同様に「一定の金額」に変更
附則4、3）各大会役員弁当代を1,000円／1日（原則、各会場2名までとする）を「1団体1日あたり3,000円」に変更
附則5、4）ミックスDのNo.2を変更できる男子Dの合計年齢を120歳以上に変更
- 令和6年2月25日 第10条 役員の任期期日を変更
第18条 本連盟の会計年度期日を変更